

## 報告 2

三次市社会教育振興事業補助金交付要綱の一部改正について

三次市社会教育振興事業補助金交付要綱の一部を改正したため、別紙のとおり報告します。

令和 7 年 3 月 2 1 日 提出

三次市教育委員会教育長 迫 田 隆 範

## 三次市教育委員会告示第4号

三次市社会教育振興事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年2月28日

三次市教育委員会

教育長 迫 田 隆 範

三次市社会教育振興事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

三次市社会教育振興事業補助金交付要綱（平成16年三次市教育委員会告示第26号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

三次市教育活動支援事業補助金交付要綱

第1条中「社会教育団体等が行う社会教育活動」を「教育活動団体が行う教育振興事業」に改める。

第2条中「社会教育団体等」を「教育活動団体」に改める。

第3条中「補助金交付申請書」を「三次市教育活動支援事業補助金交付申請書」に改め、同条第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 三次市教育活動支援事業計画書（様式第2号）

(2) 三次市教育活動支援事業収支予算書（様式第3号）

第4条中「補助金交付申請書」を「申請書」に、「補助金交付決定通知書」を「三次市教育活動支援事業補助金交付決定通知書」に改める。

第5条を次のように改める。

(事業の変更，決定の取消し等)

第5条 前条の規定により決定を受けた内容を変更するときは，三次市教育活動支援事業補助金変更等承認申請書（様式第5号）に関係書類を添付して，申請しなければならない。

2 教育委員会は，前項の規定により申請された内容の審査において，事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった，又は遂行できなくなったと判断したときは，事業のうち既に実施した事業に係る部分を除き，補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し，又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

3 教育委員会は，前項の規定による決定をした場合は，三次市教育活動支援事業補助金交付決定内容（条件）変更通知書（様式第6号）又は三次市教育活動支援事業補助金交付取消通知書（様式第7号）により申請者に通知するものとする。

第7条中「社会教育団体等は，補助事業」を「教育活動団体は，事業」に，「補助金事業報告書（様式第6号）」を「三次市教育活動支援事業補助金事業報告書（様式第8号）」に改め，同条第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 三次市教育活動支援事業実績報告書（様式第9号）

(2) 三次市教育活動支援事業収支決算書（様式第10号）

第8条中「補助金事業報告書」を「報告書」に，「補助金交付確定通知書（様式第9号）」を「三次市教育活動支援事業補助金交付確定通知書（様式第11号）」に改める。

第9条中「交付決定通知」を「交付確定通知」に，「社会教育振興事業補助金請求書（様式第10号）」を「三次市教育活動支援事業補助金請求書（様式第12号）」に改める。

第11条中「補助事業」を「事業」に改める。

附則第2項中「令和7年3月31日」を「令和10年3月31日」に改める。

様式第1号から様式第10号までを削り，別表の次に次の12様式を加える。

附 則

この告示は，令和7年4月1日から施行する。ただし，附則第2項の改正規定

は、同年3月30日から施行する。

○三次市教育活動支援事業補助金交付要綱~~三次市社会教育振興事業補助金交付要綱~~

平成16年8月2日教育委員会告示第26号

改正

廃止 平成28年3月29日教育委員会告示第8号

平成31年3月26日教育委員会告示第8号

令和3年4月21日教育委員会告示第15号

令和4年1月7日教育委員会告示第1号

三次市教育活動支援事業補助金交付要綱~~三次市社会教育振興事業補助金交付要綱~~

(趣旨)

**第1条** この告示は、学校、家庭及び地域の協働・連携の強化を図ることを目的とし、~~教育活動団~~~~体が行う教育振興事業社会教育団体等が行う社会教育活動~~（以下「事業」という。）に対して、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、三次市補助金等交付規則（平成16年三次市規則第65号）に規定するもののほか、この告示に定めるところによる。

(補助対象経費)

**第2条** 補助金の対象となる経費は、~~教育活動団体社会教育団体等~~が行う事業に要する経費とする。ただし、別表に掲げる経費は補助金の対象としないものとする。

(交付申請)

**第3条** 補助金を受けようとする者は、~~三次市教育活動支援事業補助金交付申請書補助金交付申請書~~（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、申請するものとする。

(1) ~~三次市教育活動支援事業計画書（様式第2号）社会教育振興事業計画書（様式第2号）~~

(2) ~~三次市教育活動支援事業収支予算書（様式第3号）社会教育振興事業収支予算書（様式第3号）~~

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める書類

(交付の決定及び通知)

**第4条** 教育委員会は、前条の~~申請書補助金交付申請書~~を受理したときは、その内容を速やかに審査のうえ、補助金の交付が適当と認めるときは、補助金の交付及び額の決定を行い、~~三次市教育活動支援事業補助金交付決定通知書補助金交付決定通知書~~（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

(事業の変更、決定の取消し等)

**第5条** 前条の規定により決定を受けた内容を変更するときは、三次市教育活動支援事業補助金変

更承認申請書（様式第5号）に関係書類を添付して、申請しなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定により申請された内容の審査において、事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった、又は遂行できなくなったと判断したときは、事業のうち既に実施した事業に係る部分を除き、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

3 教育委員会は、前項の規定による決定をした場合は、三次市教育活動支援事業補助金交付決定内容（条件）変更通知書（様式第6号）又は三次市教育活動支援事業補助金交付取消通知書（様式第7号）により申請者に通知するものとする。

~~（事業の変更）~~

~~第5条 第3条に規定する事業計画書の内容を変更するときは、補助金変更承認申請書（様式第5号）に関係書類を添付して、教育委員会へ提出しなければならない。~~

（申請の取下げ）

第6条 第3条の規定による申請は、第4条の通知を受けた日から起算して10日以内に取下げをすることができるものとする。

（事業実績報告）

第7条 教育活動団体は、事業社会教育団体等は、補助事業が完了した日から起算して30日以内又は翌年度の4月15日のいずれか早い日までに、三次市教育活動支援事業補助金事業報告書（様式第8号）~~補助金事業報告書（様式第6号）~~に次に掲げる書類を添付して、教育委員会に報告しなければならない。

(1) 三次市教育活動支援事業実績報告書（様式第9号）~~社会教育振興事業実績報告書（様式第7号）~~

(2) 三次市教育活動支援事業収支決算書（様式第10号）~~社会教育振興事業収支決算書（様式第8号）~~

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第8条 教育委員会は、前条の報告書~~補助金事業報告書~~を受理したときは、その内容を審査し、その報告に係る事業の成果が決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査のうえ、適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、三次市教育活動支援事業補助金交付確定通知書（様式第11号）~~補助金交付確定通知書（様式第9号）~~により、申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

**第9条** 補助金の交付確定通知~~交付決定通知~~を受けた者は、三次市教育活動支援事業補助金請求書（様式第12号）~~社会教育振興事業補助金請求書（様式第10号）~~を、教育委員会へ提出するものとする。

（補助金の支払）

**第10条** 補助金の支払は、第8条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、事業の目的を達成するために特に必要があると認めるときは、補助金等を概算払いし、又は前金払いすることができる。

（帳簿の保存）

**第11条** この事業の帳簿の保存期間は、当該事業補助事業完了後10年を経過した日の属する年度の末日までとする。

（その他）

**第12条** この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成16年8月2日から施行する。

（この告示の失効）

2 この告示は、令和10年3月31日~~令和7年3月31日~~限り、その効力を失う。

**附 則**（平成28年3月29日教委告示第8号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

**附 則**（平成31年3月26日教委告示第8号）

（施行期日）

1 この告示は、平成31年3月30日から施行する。（後略）

**附 則**（令和3年4月21日教委告示第15号）

この告示は、令和3年4月21日から施行する。

**附 則**（令和4年1月7日教委告示第1号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第1条のうち附則第2項の改正規定及び第2条の規定は、令和4年1月7日から施行する。

別表（第2条関係）

対象外の経費	内容
人件費	給料，手当，法定福利，賃金，退職金等の団体運営に係る人件費（講師の報償費等の事業を推進するために必要な人件費は除く。）
食糧費	食糧費，懇親会等の経費（講師の昼食等，補助金の交付目的と飲食費が密接にかかわるものを除く。）
視察研修費	事業と直接関係のない慰労等を目的とする視察研修費
助成費	別団体等への助成金，物品等の援助を目的とする経費